

一九四九年一〇月一日、天安門上で毛沢東が中華人民共和国の建国を宣言した。中国共産党中央の政権は、働く者が主人公となる平等な社会を建設しようと、土地改革や婚姻法の施行などの社会改革を全国的に展開し、「旧社会」の不公正は大きく是正された。一九五〇年代後半には、全国の農村で人民公社が設立されるなど、急速な社会主義化が推進された。

共産党の統治下ではまた、たび重なる政治運動によって党の主張の浸透が図られ、異なる意見は封じられていった。一九六六年からのプロレタリア文化大革命はその最大のもので、一〇余年にわたって政治・経済・文化全般を大混乱に陥れて、中国社会にはかりしれない影響を与えた。毛沢東の死後、鄧小平のもとで一九七八年から改革開放政策が始まった。市場経済を導入して経済発展が図られ、文化や学問もやや自由化され、外国との交流も増加した。同じ頃に「一人つ子政策」も全面的に展開されるようになった中国社会は、大きく様変わりをはじめた。貧富の格差の増大や民主化の遅れへの不満から、八九年には天安門事件が引き起こされた。だがその後も改革開放は継続され、二一世紀の中国は、なおとどまらぬ高度成長を続けながら独自の社会システムを探っているかのようである。

（小浜正子）

1 毛沢東思想と女性——「男にできることは女にもできる」

〔1〕「湖南農民運動視察報告」（毛沢東、一九二七年三月）

中國の男性は、ふつう三種類の系統的な権力による支配を受ける。（中略）女性に至っては、さきに述べた三種類の権力による支配のほかに、さらに男性の支配（夫權）を受ける。この四種類の権力——政権・族権・神権・夫権は、封建宗法の思想と制度全体を代表し、中國人民、とりわけ農民を縛る四本の太い縄である。

〔『湖南農民運動考察報告』『毛沢東選集 第一巻』人民出版社〕

〔2〕「女性の労働戦線進出」に寄せて（毛沢東、一九五五年）

偉大な社会主義社会を建設するために、広範な女性大衆に生産活動への参加をうながすことは、大きな意義がある。生産においては、必ず男女同一労働・同一賃金を実現しなければならない。眞の男女平等は、社会主義改造の過程全体のなかではじめて実現することができる。

〔『婦女走上了労働戦線』一文的按語』『毛沢東選集 第五巻』人民出版社〕

〔3〕「女民兵のための照に題す」（毛沢東、一九六一年）

楓爽英姿五尺槍
楓爽たる英姿 五尺の槍
曙光初照演兵場
初めて照らす演兵場
中華兒女多奇志
中華の兒女よ 奇志多し

不愛紅装愛武装

紅の装を愛さずして武装をば愛す

英姿颯爽と銃をもつ女兵たち。曙の太陽が真新しい光で練兵場を照している。若い、次の中国を担う世代には、すばらしい志をもつ者が数多くいる。華美な衣装で飾るより、祖国を守る服装をしたいというのだ。

〔武田泰淳・竹内実『毛沢東 その詩と人生』文藝春秋新社、一九六五年〕

解説 中華人民共和国が成立した一九四九年以來、中国ではマルクス・レーニン主義とその中国への適用である毛沢東思想によつて、一元的なイデオロギー支配がなされてきた。毛沢東思想の絶対化は一九六六年から一〇年にわたる文化大革命期に頂点に達し、毛沢東個人に対する熱狂的な崇拜がともなつた。七六年の毛沢東の死、八〇年代の改革開放を経て、毛沢東思想も絶対至上ではなくなつたが、共産党の一党支配は世紀をまたがつて続き、マルクス・レーニン主義が公式には支配的イデオロギーであり続いている。したがつて、毛沢東の思想と政治行動についても、徹底した批判分析はまだなされていない。

毛沢東には、女性問題を専門に論じた著作はないが、女性問題への関心は一貫してあり、折に触れて発言している。エドガー・スノーは『中国の赤い星』の中で、少年時代の毛沢東が家長である父の権力に対抗して、母や弟、雇い人と同盟を組んでいたという、毛自身が語ったエピソードを紹介している。公的になされた毛沢東の最初の発言としては、一九一九年湖南で両親の決めた結婚に抗議して花嫁が自殺した事件に際して世論に訴えた「趙（五貞）女士の自殺についての批評」（第二章「儒教道德批判」参照）がある。



『中國婦女』の表紙を飾る
毛沢東

一九二七年に書かれた「湖南農民運動視察報告」のなかで、農民は「政權・族權・神權」の三つの権力に抑圧されているが、女性はさらに「夫權」に抑圧されていると述べることで、旧社会における女性の抑圧を定式化した。新中国が土地改革と並行して新婚姻法の公布・施行に力を入れたのは、夫權からの女性の解放をめざしたものといえるだろう。

新しい社会において毛沢東が奨励したのは、男性と平等に社会的労働を担う

女性であつた。女性民兵の訓練に寄せた詩の「紅装を愛さず武装を愛す」という一句は、そのイメージをみごとに結晶させている。文化大革命の直前にいわれた「時代は変わつた、男女は平等になつた。男の同志にできることは女の同志にもできる」という一言は、文革中のスローガンとして浸透し、男と同じ労働に挑戦する「鉄の娘」や「裸足の医者」など、多くの英雄的・献身的な女性を生みだした。その反面、文革中は化粧や女らしい服装をはじめ、性差を表すあらゆる表現が抑圧された。この時代に対する反省から、八〇年代の女性学創設の過程で、李小江らが女性意識の再発見を呼びかけるに至る。

私生活における毛沢東は、最初の妻である楊開慧を国民党に殺され、長征の苦労とともにした賀子珍とは延安時代に離婚して、女優であった江青と結婚した。のちに江青が主席の妻という権威を利用して文革の主導権を握ろうとするのを許し（あるいは利用した）。侍医であった李志綏の「毛沢東の私生活」（文藝春秋社、一九九四年）などによれば、ほかの女性関係もあつたようで、思想と生活とは必ずしも一致しなかつた。

参考文献

- 武田泰淳・竹内実『毛沢東 その詩と人生』文藝春秋新社、一九六五年
- 金冲及主編・村田忠禧・黄幸監訳『毛沢東伝 上・下』みすず書房、二〇〇一年
- 久保田博子『宋慶齡と毛沢東』『論集 中国女性史』（共通文献⑯）

（訳・解説 秋山洋子）

コラム ◇江青（一九一四—一九九一）

幼名は李進孩^{りしんがい}、のち、李雲鶴^{りくもんかく}と改める。父は山東省の地主で木工工房の経営者、母は妾だった。芝居が好きで旅回りの劇團に加わった後、山東省立実驗劇院で学ぶ。一九三四年上海に出て左翼演劇運動に参加、女優藍蘋^{らんひん}として映画や演劇に出演、「人形の家」のノラ（第二章コラム参照）を演じて好評を博した。山東・上海時代にかけて同棲・結婚の経験が何度かあり、とりわけ夫で映画評論家の唐納と演出家章泯^{しようみん}との三角関係はスキャンダルとなつた。

一九三七年、共産党解放区だった延安にゆき、江青と改名、毛沢東と知りあう。毛は病氣療養中だった賀子珍を離縁し、ふたりは三八年に結婚。四〇年に娘・李訥^{りとう}をもうけた。

人民政府成立後、江青は中共中央宣伝部文芸處副處長となり、五〇年代には映画「清宮秘史」「武訓伝」や俞平^{ゆへい}伯の「紅樓夢」研究に対する批判にかかわった。六〇年代には革命を主題にした現代京劇の創作を奨励し、多くの革命模範劇（样板戲）の誕生を支援した。



一九六六年文化大革命が始まると、江青は中央文革小組副組長として政治の表舞台に登場する。紅衛兵に毛沢東のメツセー

ジを伝える役を演じて「旗手」と称され、六九年には中共中央政治局委員として名実ともに権力を掌中にした。周恩来をねらつたとされる「批林批孔」や、唐の女帝・武則天再評価キャンペーンなどでも糸を引いた。

一九七六年九月に毛沢東が死去、一ヵ月後、江青・姚文元・張春橋・王洪文の「四人組」は逮捕され、反革命集團として裁判にかけられた。八一年死刑判決（執行猶予二年）、八三年無期徒刑に減刑されたが、ガンを患い刑務所外で療養中自殺したと報じられた。

文革中の江青は運動にかこつけて私怨を晴らすなど、民衆の恨みを買ったが、彼女に対する批判のなかには、中国の伝統にねざす女性嫌悪も感じられる。また、「四人組」が悪の権化として、毛沢東や党组织に向けられるべき批判まで肩代わりさせられた側面も否定できない。（秋山洋子）

2

婦女連体制——国家に組みこまれた女性組織

「いかにして新社会の新女性になるか」（区夢覚、一九四九年七月二〇日）

人民政府の施策は、女性が解放を勝ち取るための社会条件を保障することにある。しかし、女性がその権利を実現し、この機会を活用するには、必ず自分の努力に頼り、旧社会の伝統的の思想習慣とたゆまぬ闘争をし、旧社会が自分に残した弱点（狭隘^{きょうあい}、依存^{きょうぞん}、感情のもろさ、怯懦^{きょうだい}、虚榮心など）をたゆまず改造しなければならず、それを完遂するため最大の努力をしなければならない。どのように努力すべきだろうか。私個人として、次のいくつかの意見を述べよう。

第一に、私たちちは革命的人生観をうちたて、人民大衆の立場に立つて、真剣にきっぱりと帝国主義・封建主義・官僚資本主義に反対する革命運動に参加しなければならない。女性の抑圧や奴隸化は、帝国主義・封建主義・官僚資本主義の反動統治と切り離せない。さらに広げていうならば、階級搾取制度全体と切り離せないものなのだ。（中略）

第二に、私たちは労働の観点をもち、積極的に生産建設に参加しなければならない。私たちは、労働こそが世界を創造することを認識しなければならない。（中略）女性は必ず生産に参加し、それによつて社会の発展を押し進め、経済的独立を勝ち取るべきで、これが女性解放の鍵である。（中略）女性は社会的生産事業に参加してはじめて、男性と同等の権利を享受することができる。（中略）

第三に、大衆の觀点をもたなければならない。（中略）

第四に、実証的で、苦難を恐れぬ質朴な態度を身につけなければならない。（中略）私たちは一方では人民に奉仕し、また一方では家庭や子どもがちゃんとした世話を受けられるようにしなければならない。このような二重の任務を

を負うためには、仕事に対する強い決意が必要であり、困難や辛苦を恐れず、堅忍剛毅に、新社会のために自分を捧げなければならない。

〔怎樣做新社會的新婦女〕「新中国婦女」創刊号、一九四九年。『中國婦女運動歴史資料 一九四五—一九四九』（共通文献③）

解説 一九四九年三月二十四日から四月三日にかけて、中国婦女第一回全国代表大会が北京で開催された。当時はまだ内戦が終結していなかったが、共産党・国民党双方の統治地域から四七四名の代表が集まり、中華全国民主婦女連合会が成立了。名譽主席何香凝、主席蔡暢。冒頭に紹介した史料は、常務委員兼秘書長となつた区夢覺が、創刊された機関誌『新中国婦女』（のち『中国婦女』）でめざすべき新しい女性像を示したものである。一九五七年に中華人民共和国全国婦女連合会（以下、婦女連と略称）と改称されるこの組織は、成立以来唯一の公的女性組織として、中国の女性を代表する役割を担ってきた。

婦女連の活動方針は「先進的階級である女性労働者を中心として、その他の働く女性を團結させ、知識階層の女性やその他各階層の女性を引き寄せなければならない。工作任務は主として、女性を動員し組織して都市経済建設に適合する各種の生産事業に参加させることである」（鄧穎超による大会報告）。婦女連の組織は全国婦女連の下に、省・県から村に至るまで、各行政単位レベルの地方組織がおかれている。



『新中国婦女』の表紙

婦女連は一見すると日本にもある民間の女性団体のようだが、中国共産党中央指導を規約に明記していること、中国の全女性を対象にしていて個人会員が存在しないこと、人件費を含む活動経費が基本的に各レベルの行政府の支出でまかなわれていることなど、明らかに官製団体である。また、団体会員としてYWCAなどの参加を認めたが、逆にいえば、一九八〇年代に至るまで、婦女連から独立した民間女性団体の存在は許されなかつた。

五〇年代の婦女連は、女性の社会労働進出を促す一方で、「勤儉建国、勤儉持家」などのスローガンで家庭基盤の確立をもめざした。六〇年代から七〇年代にかけては、文化大革命に呼応して徹底的な男女平等をめざすが、文革の最盛期には組織は壊滅状態になる。

一九七八年に組織が再建されると、経済改革に伴う新たな女性問題への対応を迫られ、女性の権利の擁護者という婦女連の役割が自覚されるようになる。具体的問題への対応とともに、女性たちの意識を高めようと「自尊・自愛・自立・自強」のスローガンを提起した。また、研究活動にも目を向け、八〇年代には女性史資料の収集と女性運動史を出版、九一年には全国婦女連婦女研究所を設立、翌年理論誌『婦女研究論叢』が創刊された。

一九九〇年代、婦女連にとって最大の出来事は、九五年に北京で開かれた第四回国連世界女性会議のNGOフォーラムを「中国最大の女性NGO」として受け取ったことだ。開催の過程では、外国のNGOとも、八〇年代に誕生した国内の自主的女性グループともさまざまな問題を生じたが、その過程で婦女連自身も学ぶところは多かつた。国連女性会議以後、ジエンダーという概念を導入し、これを政策決定の場に取り入れさせるための活動が意識的におこなわれるようになってきている。

参考文献

- 金一虹「婦連組織——挑戦与未来」「婦女研究論叢」一二〇〇年第二期
- 総理府男女共同参画室編『北京からのメッセージ——第四回国連世界女性会議及び関連事項報告書』一九九六年
- 秋山洋子「第四回国連世界女性会議をめぐって——中国における国家と女性」「論集 中国女性史』（共通文献⑯）
- アジア女性資料センター「北京発日本の女たちへ」明石書店、一九九七年

（訳・解説 秋山洋子）

3 婚姻法・婦女權益法——男女平等か女性保護か

「婚姻法の貫徹をいかに実行するか」（鄧穎超、一九五〇年五月一四日）

婚姻法の実施をやり抜くには、人民に長期にわたる多方面の宣伝教育をしなければならない。これは困難な闘争の道である。なぜなら、この婚姻法の実現を阻む旧社会の封建習俗と封建残余思想は、長い奮闘の末にはじめて抹消することができるものだから。この戦いは、四つの面からおこなうべきだと考える。

第一に、幹部のなかで婚姻法の学習と思想改造工作をすすめ、男尊女卑や女性を弄ぶ封建思想の名残りを洗い流し、みずから模範となつて婚姻法の正しい実行を保障するようにならなければならない。幹部のなかには、自分は婚姻の自由を求めながら他人の婚姻の自由に反対したり、自分は婚姻の自由を求めるながら子どもには婚姻の自由を与えないものがいる。なかには利益本位で、自分の夫婦関係がゆらぐのを恐れ、婚姻法に反発する幹部もいる。あるいは他人を強制的に結婚させようとする幹部もいる。たとえば、村の女性がよその村人と結婚するのを許さなかつたり、はなはだしくは組織の力で強制的に結婚や離婚を迫つたりする。共産党員は必ず婚姻法を順守する模範になるべきである。もしも党員が婚姻法を破つた場合には、政府による法的処罰を受けるだけでなく、党の規律による処罰も受けることになる。

第二に、党・政府・民間団体の各レベルの組織は、婚姻法に関する宣伝教育工作を大衆のなかに広く深く進めることに真剣にとりくみ、封建的婚姻制度への反対を広範な大衆的行動に変えなければならない。（中略）大衆の誤った思想に妥協してはいけないが、同時に主觀的願望と恩恵を与えるという観点から性急にことをはこんだり、強制命令するような事態を起こしてはいけない。慎重を期すために、婚姻案件の審理においては、司法機関はできるかぎり関

係団体、とりわけ女性団体に相談することが望ましい。

第三に、男女交際の自由と未婚の男女の恋愛の自由を提唱しなければならない。残念ながらこの面でも、幹部のなかに一部の不健康な雰囲気がある。男女の同志が近づくと、たちまち指をさし噂をすることが珍しくない。この種の現象には反対しなければならない。私たちは婚姻の自由を実行するために、いい社会環境を創造しなければならないのだ。恋愛と婚姻の自由は、内に目を向ければ個人の私生活であり、不必要的干渉をするべきではないし、外に目を向ければ社会を構成する一部分であり、個人の恋愛と婚姻生活がうまくいくことは円満な社会生活に不可欠なことだから、社会はこれを保護すべきで妨害すべきではないことを指摘しなければならない。（中略）

第四に、女性解放はまず女性自身のことである。婚姻法は女性と子どもの利益を保護するが、この権利の完全な実現は女性自身の奮闘にかかるおり、他人が与えてくれるのを待つていてもだめである。これはとても重要なことだ。女性はまず第一次の封建的思想をぬぐい去り、いつそう努力をし、積極的にさまざまな建設事業に参加し、各方面で自分の地位を高め、自己の解放と新民主主義婚姻制度の確立のために奮闘しなければならない。

〔關於中華人民共和国婚姻法的報告 三、如何貫徹実行婚姻法〕（鄧穎超文集）人民出版社、一九九四年）

解説 一九五〇年五月一日、「中華人民共和国婚姻法」が公布施行された。これは、前年に成立した中華人民共和国がおこなつた、女性に関する最初の大改革であった。婚姻法は封建的な婚姻制度の廃止と新民主主義の婚姻制度の実行を宣言し、婚姻の自由・一夫一婦・男女平等を原則とした。旧来の慣習であつた一夫多妻や売買婦は禁じられ、離婚の自由や寡婦の再婚の自由が認められた。

この婚姻法は、一九三一年に成立した中華ソヴィエト共和国が公布施行した婚姻条例に起源をもつが、全国規模での公布施行までには二〇年の歳月を要した。それでもなお、当時の中国、とりわけ農村では、自由意思による結婚や、女からの離婚要求は、過激で不道徳だという通念が支配していた。婚姻法が施行されると、結婚や離婚の自由を求める人と、反対勢力の間に衝突が起き、人命にかかる事件も珍しくなかつた。



「早い女性の一日」（『山西日報』1956年10月24日）

政府は婚姻法貫徹のための宣传教育工作と司法工作の強化を指示し、婚姻法執行状況検査組を各地に派遣して宣伝と指導にあたった。一九五三年には中央婚姻法貫徹運動委員会が成立、三月を婚姻法貫徹月間として、全国的な大キャンペーンを行した。そのなかで、運動を推進するべき幹部自身が面従腹背の態度をとっていた例が暴露され、再教育がおこなわれた。史料としてあげた鄧穎超の報告には、当時のこういう状況がよく反映されている。

この婚姻法は三〇年間施行されたが、改革開放後の一九八〇年、新しい婚姻法にとつてかわられた。新婚姻法は、基本理念では変わらないが、いくつかの点で変化がある。第一の特徴は、婚姻の自由・一夫一婦・男女平等の原則をうたった第二条に、「計画出産を実行する」という一文が加えられ、さらに第二十二条で「夫婦双方は、いすれも計画出産を実行する義務を負う」と念を押されたことである。これは「男が女の家庭の一員となることができる」と婚入りを明文化し、子どもは父母どちらの姓を称してもいいとするなど、父系から双系への移行を促すことで跡継ぎの男子へのこだわりを牽制している。

第二の特徴は、第二十五条で離婚について「感情に龟裂を生じ、調停しても効果がないばあいは、離婚を許さなければならぬ」という破綻主義の原則に立つたことである。これは離婚にまつわる煩わしさを解消した反面、夫が糟糠の妻を捨てて教育のある若い愛人に走るという、文革後に多発したケースを助長するとして、婦女連幹部など女性の一部から批判の声があり、女性の間でも賛否が分かれた。

八〇年婚姻法については五〇年当時のような反発はなく、貫徹運動もおこなわれなかつたが、この時期市場経済の導入によって、根絶されたはずの売買婚、蓄妾、風俗営業などが復活し、女性問題が表面に出てきた。その状況に対応して、女性労働者労働保護規定（一九八八年）、婦女権益保障法（一九九一年）など、女性の権利を守るためにおこなわれたのがこの時期の特徴である。

（訳・解説 秋山洋子）

参考文献

- 加藤美穂子『詳解中国婚姻・離婚法』日本加除出版、二〇〇二年
- 高橋強『改革開放下における中国の家族政策——特に婦女の権利・利益保護を中心として』創価大学アジア研究所、一九九五年
- 李銀河・馬憶南主編『婚姻法修改論争』光明日報出版社、一九九九年
- 前山加奈子『法と中国女性』『季刊中国』二〇〇一年春季号

コラム

◇李双双

粗筋をみてもわかるように、「李双双小伝」は大躍進・人民公社化の



一環として進められた、共同食堂づくりのための政策広報小説という側面をもつてゐる。しかし、世界中どこにでもいそゞなカップル、しっかりと女房と、威張り屋だが小心な亭主の組み合わせをユーモラスに描き、性別役割に強く支配されている農村における女性の自立の問題を提起したという点で、広報小説にとどまらない佳作となつてゐる。

この作品は魯勑監督により「李双双」(一九六二年)として映画化され、農村の日常のリアルな描写と原作の味を生かしたユーモアで人気を博し、第二回百花賞を受賞した。当時国交のなかつた日本でも、「亭主と女房と人民公社」という題で自主上映された。

幸い村人の支持を得て食堂は完成し、女房の出しゃばりぶりを苦々しく思つていた夫の喜旺は、皮肉なことに経験をかわれて炊事員に任命され、食堂の責任者となつた女房の下で働くことになる……。

(秋山洋子)

李双双が情熱をかけた共同食堂は、大躍進の挫折とともに姿を消し、農村における家事労働は、今なお女性が主として担つてゐるようだ。(李准『李双双小伝』『人民文学』一九六〇年三月)

7 女性研究運動——「女であること」の再考

『イヴの探索』（李小江、一九八八年）

今日からみると、女性研究の足枷あじかになっていた「タブー」は少なくとも二つある。

第一は「性」のタブーだ。

性のタブーは、主として「女性」のタブーである。社会で人々の考えのなかに共通する「性のタブー」以外に、女性研究にはもうひとつの障害がある。すなわち女性の社会的属性を強調すると同時に、生物—生理上の性別がもつ意味をうち消し、人類の最初の自然分業を基礎として性差の生成と変化を考察することに反対することだ。考察するにしても、結局男女両性の「共通の社会属性」によって自然にもとづく両性の差異を人為的に淘汰してしまう。このようなやりかたは「男女平等」のようみえて、実際は「女性解放」の形式によつて女性の生理—心理的負担を強化し、女性の健康の発展をそこない、現代女性の役割緊張緩和に役立つことがない。〔中略〕

第二は「階級」のタブーである。

「階級」のタブーは、今なおマルクス主義女性理論研究における突破しがたい壁の一つだ。「プロレタリア」の旗印が、このタブーをますます触ることのできない「聖地」にしている。

マルクス主義古典理論における女性解放とプロレタリア階級革命の関係については、「マルクス主義学説と女性研究」の節で専述したので省くが、実際、真にマルクス主義史的唯物論の方法（既成の語録の断片でなく）によって女性を考察するならば、女性と階級を単純に「イコール」で結ぶこと自体、理論上の誤謬であることがわかるはずだ。〔中略〕

第三は、フェミニズムのタブーである。

歴史上、フェミニズムは西側資本主義社会の特産であり、ブルジョア革命の一部をなしていた。しかし、いまや歴史は一世紀以上前進し、東西双方の社会生活は大きく変化した。新しい歴史条件の下で、現在の新しいフェミニズム運動の原因・発展・規模と性格を考察することなく、それが西側社会に発生したというだけで「ブルジョア」のレッテルを貼ることは、明らかに科学的ではないし、公正でもない。

〔『夏娃的探索』河南人民出版社、一九八八年、三〇～三四頁〕



女性学の講義をする李小江

解説 一九六〇年代の後半、新しい女性運動が米国で始まった。ウイメンズ・リベレーション、あるいは第二波フェミニズムと呼ばれるこの運動は、欧米からアジアまで世界各地に呼応する動きが起り、一九七五年の国際女性年の設定・メキシコにおける第一回国連世界女性会議開催など、女性問題を世界の課題とする契機となつた。しかし、文化大革命の渦中にあつた中国は文化的鎖国状態にあり、一九四九年の革命によつて女性解放＝男女平等がなしとげられたという、マルクス主義女性解放論に疑惑をはさむ余地はなかつた。

改革開放が始まつた一九八〇年代、同時代の世界の思想がいちどに流入するなかで、女性解放の先進国と自負していた中国女性のなかからも、みずから問題を再考する動きが出てきた。河南省鄭州大学で文学を教えていた李小江は、大学院時代から従来の学問・思想のなかに「女性」が存在しないことに疑問を抱き、八三年、女性問題についての最初の論文「人類の進歩と女性解放」（マルクス主義研究一九八三年二期）を発表する。その後、中国における女性学の創設をめざして論文や著作を発表するのと並行して、民間の女性学研究団体の設立（八五年）、鄭州大学女性研究センターの設立（八七年）、婦女研究叢書の編纂などの具体的行動をとおして、中国における女性学研究のネットワークを作つていった。この過程を李小江は「女性研究運動」と呼んでいるが、これは女性学という分野の創設であるにとどまらず、すべてが官主導

であつた中国で、民間主導でひとつの研究分野を立ち上げるというテストケースでもあつた。

『イヴの探索』は婦女研究叢書の一冊としてまとめられたものだが、このなかで李小江は、これまでの中国における女性問題研究を縛つてきた「三つのタブー」を指摘し、そこから解放されることで新しい視野が開けると説いている。まだ「ジェンダー」という概念も導入されていないときなので、李の分析には後に「本質主義的」と批判される点なども含まれているが、マルクス主義女性解放論が唯一絶対とされていた当時の中国の状況に風穴を開けたことは、大きな歴史的意義をもつてゐる。

李小江を中心とした女性研究運動に対して、公的な女性組織である中華全国婦女連合会は、マルクス主義思想からの逸脱とみなした。とりわけ、一九九五年に北京で第四回国連世界女性会議が開かれた前後には、官製の女性学ブームが起つた反面で、自主的で批判的な研究活動・研究者の動きが規制された。李小江はこれに抗議して「わたしはなぜ九五年世界女性大会NGOフォーラムへの参加を拒絶したか」（邦訳『女に向かって』に所収）という文を発表した。

しかし、世界の女性たちとの接触を体験して、婦女連の側にも変化が起り、九五年以後は全国婦女連婦女研究所の理論誌『婦女研究論叢』に掲載される論文の内容や思想も多様化している。九〇年代後半からの中国女性学は、研究の扱い手も拡大し、ジェンダー概念の導入、フェミニズム文学批評の展開など、めざましい発展をみせてゐる。

（訳・解説 秋山洋子）

参考文献

- 『中国の女性学』（共通文献②）
- 秋山洋子「第四回国連世界女性会議をめぐつて——中国における国家と女性」『論集 中国女性史』（共通文献⑳）
- 『女に向かって』（共通文献㉗）

二重役割負担と婦女回家論——「改革開放」後の女性労働

「現代中国女性の役割矛盾」（楊志、一九九五年）

女性が社会と家庭に二重に身を投じることは、女性が自分には二重の収穫があつていいと期待することをあらわしている。つまり、「良妻賢母」にも、「巾幘英雄」（事業で才覚をあらわす女性）にもなりたいというわけだ。しかし、妻や母という性別役割とさまざまな職業役割とを同時に演じることは、なまやさしいことではない。（中略）

伝統的な社会が期待するのは、「男は外、女は内」という枠組みのなかで女性の役割矛盾問題を解決することだ。このような期待のもとでは、女性にとって「家」は大忙しの主戦場であり、家事は妻や母に天の与えた職責である。けれども男性にとっては「家」は休息のための港であり、天に与えられた団欒を楽しむ温かい楽園である。

明らかに、大多数の中国女性は、伝統社会の期待に応じることで自分の役割矛盾を解決しようとは思っていない。このような自己の期待と社会の期待とのあいだの矛盾は心理上の圧迫に転化し、女性の主観的感覚において普遍的な疲れをひきおこす。心理的な疲れは、体力的な疲れよりもはるかに耐えがたい。なぜならそれは、女性の魂を責めざいなむからだ。一方では、現代社会の発展は女性を社会につれだし、家族のための稼ぎ手にし、個人の価値を実現させる。他方では、伝統的生活方式と慣習意識が、女性に女の道を守り、従順かつ謙遜で、夫や子どもに献身しろと要求する。一方では、社会は女性に社会的地位と能力をもつことを要求し、他方では成功した女性を「オス化した」強い女と認めつける。このような要求や評価と、大多数の女性の自己評価とのあいだには大きな矛盾がある。さきの調査にあらわれているように、実際には女性たちは夫や子どもや家庭生活の質を十分重視しているのだ。しかし、職業女性の身にふりかかる二重責任のために、気持ちがあつても力が及ばないのである。

〔秋山洋子訳「現代中国女性の役割矛盾」「中国の女性学」（共通文献②）。『当代中国女性角色衝突的現状』中国大学女性研究中心編『中国女性角色發展与角色衝突』民族出版社、一九九五年〕

解説 中華人民共和国における女性政策は、中国共产党の主導のもとに、マルクス主義女性解放論の原則にのっとり、男女の社会的・経済的平等、すなわち女性の職業進出をその中心においてきた。一九五〇年代、農業の共同化や大躍進政策のかけ声のもと、農村でも都市でも女性の社会労働参加が促進された。あらゆる職域で男性と肩を並べて活躍する中国女性像は、文学や映像をつうじて世界に喧伝され、新中国のイメージ作りに役立った。

労働と余暇時間				
A. 労働日				
	未婚男性	既婚男性	未婚女性	既婚女性
労働および通勤	8:45	8:50	8:45	8:41
睡眠・食事・衛生	9:51	9:43	9:42	9:52
家事労働	0:31	2:02	2:07	3:09
自由時間	4:53	3:25	3:26	2:18

B. 休日				
	未婚男性	既婚男性	未婚女性	既婚女性
労働および通勤	3:09	1:49	1:57	1:19
睡眠・食事・衛生	11:09	10:46	10:57	10:59
家事労働	1:39	4:38	4:42	6:57
自由時間	8:03	6:47	6:24	4:45

出典 四川省統計局1984年抽出調査資料。

中華全國婦女連合会婦女研究所・陝西省婦女連合会研究室編
『中国婦女統計資料（1949～1989）』中国統計出版社、1991年。

しかし実際には、伝統的な男女役割分担は一朝一夕には解消されず、家事・育児はあいかわらず女性の仕事とされていた。そのため、女性たちは仕事と家庭の二重役割に心身をすり減らしていた。それが問題として認識されたのは、改革開放が始まった一九八〇年代以降のことである。当時の「新時期文学」には、諷刺の『人、中年に至る』や、張辛欣の『同じ地平に立て』など、二重役割負担を訴えた女性作家による佳作がある。改革開放路線は、思想の自由化と同時に市場経済原理を導入した。その結果、これまで男女平等のたてまえで保護されていた女性労働者は、苛酷な競争にさらされ、リストラの対象になつた。こうした状況下、一九八〇年代後半、「婦女回家」論争がおこつた。一九八八年『中国婦女』にリストラされた労働者の嘆き「私の出路はどこ？」と、経済改革に成功して豊かになつた農村で女性が専業主婦になつたというルポルタージュ「大邱庄「婦女回家」の考察」が掲載されたの

を皮切りに、女性が職場を捨てて専業主婦になることの可否をめぐって論争が起った。家庭回帰に賛成する者は、二重負担の重さや、家庭の重要さなどを説いたが、その裏には子持ち女性を家に帰し、男性中心に労働力を効率的に再編成して経済を発展させようとする意図があった。これに対して多くの女性は、経済的自立は女性の人間としての自立・発展の基盤になるものだとオーソドックスな論陣を張った。一方、女性のなから、労働の形態や時間のより自由な選択を望む発言もあった（論争の一部は『中国女性一家・仕事・性』共通文献①に訳出）。

八〇年代の婦女回家論争はいったんおさまったが、「段階就業」をめぐる論争として再燃した。そのきっかけは、二〇〇〇年一〇月に党中央が出た第一〇次五カ年計画案の「段階就業制度を設立する」という一文であった。段階就業というのは日本でいうM字形就業のように、生涯のなかに就業しない時期をもつという意味である。これに対して婦女連の機関誌である『中国婦女報』を中心に、活発な論争が展開された。今回の論戦で特徴的なことは、段階就業を提案した側が女性だけを対象にしたものではないと主張したのに対し、女性側はこの政策は明らかに女性労働を景気調整の安全弁として周縁に位置づけるものだと見抜き、ジェンダー公正の立場から明快な反論をしたところにある。また、活字媒体だけでなく、電子媒体でも活発な意見の交換がおこなわれたことも今回の特徴としてあげられる。

結局、第一〇次五カ年計画綱要から「段階就業」の字句は削除され、「パートタイム、季節性就労など多様な就業形式を採用する」となった。この論争の過程で、一九九五年北京で開催された国連世界女性会議を経て、中国の女性たちのなかにジェンダーの公正を求める意識が定着しつつあることがみてとれたといえるだろう。（訳・解説 秋山洋子）

参考文献

- 松戸庸子「中国フェミニズムの新たな展開——「婦女回家」論争をめぐって」『季刊中国研究』第一五号、一九八九年
くずめよし「一九八〇年代の中国女性——経済改革政策下の「婦女回家」論争の展開」『日米女性ジャーナル』第一二二号、一九九二年
- 『東アジアの家父長制』（共通文献③）
- 蔣永萍「世紀之交關於「階段就業」、「婦女回家」的大討論」『婦女研究論叢』二〇〇一年第二期